## 介護保健施設サービス(入所)利用料金一覧表 (1割負担の方)

2019年10月1日 現在

## ≪従来型個室適用の方≫

標準的な利用料金 (利用者負担第4段階の方)

費目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
介護保健施設サービス費	808円	857円	923円	978円	1,033円		
食 費	1,700円						
居住費	1,640円						
おやつ代(希望者)	140円						
<日常生活費>							
パック I ※	220円						
<特別な室料>							
個室料(A)	3,300円 (税抜 3,000円)						
個室料(B)	1,100円 (税抜 1,000円)						
1日につき							
個室(A)利用で パック I の場合	7,808円	7,857円	7,923円	7,978円	8,033円		
個室(B)利用で パック I の場合	5,608円	円 5,657円 5,723円 5,778円 5,833円					
1ヶ月(30日)							
個室(A)利用で パック I の場合	234,240円	235,710円	240,990円				
個室(B)利用で パック I の場合	168,240円	169,710円 171,690円 173,340円 174,99					

<sup>※</sup> 施設サービス費には栄養ケアマネジメント加算・夜間職員配置加算・サービス提供加算(I)イの負担金が含まれます。

### ※ 日常生活費:パックⅡを利用される場合は1日250円となります

洗濯を外注する場合(業者さんとの契約になります)

外注先:東京リネンサービス 165円/1日 (税抜 150円)

1ヶ月(30日)	4,950円
----------	--------

#### ≪洗濯を外注した場合の負担額合計≫

1ヶ月(30日)	要介護1	要介護2	要介護3 要介護4		要介護5
個室(A)利用で パック I の場合	239,190円	240,660円	242,640円	244,290円	245,940円
個室(B)利用で パック I の場合	173,190円	174,660円	176,640円	178,290円	179,940円

別途、加算利用料(保険給付の1割負担)、特別なサービスの利用料を負担していただく場合があります。

<sup>※</sup> 食費・居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

# 介護保健施設サービス(入所)利用料金一覧表 (1割負担の方)

2019年10月1日 現在

## ≪従来型個室・多床室適用の方共通≫

加算利用料(保険給付の1割負担分)

	目	加算単位	内容の説明	
初期加算	32円	1日につき	入所から30日間。	
認知症ケア加算	81円	1日につき	認知症専門棟において対応する場合加算されます。	
短期集中 リハビリテーション 実施加算	256円	1日につき	医師又は医師より支持を受けた作業療法士等が 集中的にリハビリテーションを行なった場合に加 算されます。(入所から3ヶ月以内)	
外泊時費用	387円	1日につき	外泊時に基本利用料に代えて。	
入所前後訪問指導加算 (I)	481円	1回あたり	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方に対し 入所予定日前30日から入所後7日以内に自宅 を訪問し退所を念頭に置いたサース計画、診療 方針の決定を行った場合。	
試行的退所時指導加算	427円	退所時1回限り	退所時に自宅で療養される方に療養上の指導を 行った場合。	
退所時情報提供加算	534円	退所時1回限り	退所後の、主治医に対して文書で療養上の情報を提供した場合。	
退所前連携加算	534円	1回につき	退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対し、必要な情報を提供、事業者と連携利を行なった場合。	
療養食加算	6円	1回につき	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合。	
緊急時治療管理	553円	1日につき(1ヶ月 に3日を限度)	緊急な医療が必要となり、応急的な治療管理を 行なった場合。	
所定疾患施設療養費 I	255円	1ヶ月に1回、 7日を限度	肺炎・尿路感染症又は帯状疱疹について投薬、 検査、注射、処置等を行った場合。	
褥瘡マネジメント加算	10円	3ヵ月に1回	褥瘡管理計画を作成し実施した場合	
排泄支援加算(1ヶ月に1 回/最大6ヶ月	106円	1ヶ月に1回/ 6ヶ月を限度	排泄に介護を要する原因を分析し、計画を立て 支援を行った場合。	
特定治療	やむをえない事情により施設で行なわれた特定の処置や手術、麻酔などについて 医療機関に準じて算定。			
介護職員処遇改善加算 (IV) <mark>※全ての方が対象</mark>	介護職員の資質向上を目的とした加算で、介護報酬額に16/1000を掛けた金額の 1割が自己負担となります。 尚、加算(IV)は自己負担×90%となります。 参考:標準的なサービス費( <u>※ 従来型個室:介護度 3</u> )を基準にした場合、 1日13円前後の負担となります。			

※ 上記の金額は1日又は1回当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

## 介護保健施設サービス(入所)利用料金一覧表 (1割負担の方)

2019年10月1日 現在

### その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

内訳	金 額		単	位	内容の説明
<教養娯楽費>					
クラブ活動費(注1)	実費相当額			書道・華道・茶道・陶芸等の費用で共用で使用するものを除く	
理容代(注2)	3,000円		1回につき		委託先:ヘアサロン東京
テレビ使用料 (電気料込み)	300円		1日につき		個室・2人室のみ利用可能 (その他の方はご相談下さい)
テレビ使用料 (持ち込み)	200円		1日につ	つき	個室・2人室のみ利用可能 (その他の方はご相談下さい)
電気料	200円		1日につ	つき	電気製品を持ち込みで使用す る場合
文書料 I	1,100円 (税抜 1,000円) 1通に		1通に	ADL表、施設利用申込書、 明書 等作成	
文書料 Ⅱ	3,300円 (税抜 3,000円) 1通につき		診断書 作成		
健康管理費	実費相当額			予防接種等	
行事·教養費	実費相当額			行事等で特別に費用がかかる 場合の負担金	

<sup>※(</sup>注1) クラブ活動費については希望し、参加された場合にお支払いいただきます。

<sup>(</sup>注2) 理容については業者への申し込みが必要となります。